平成２４年（フ）第３８号
長野県北安曇郡池田町大字池田2134番地71
債務者　安坂　重雄
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６１号
大分県別府市大字南立石1774番地の１
債務者　岡本　好雄
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　久夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目14番１―303号
債務者　太田　　博
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　壬生　賢哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３７号
佐賀県三養基郡基山町大字園部203番地３
レオパレス鳳黎Ⅱ101号
債務者　西田美佐子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
長崎県長崎市界２丁目25番14号
債務者　泉田　康幸
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷719番地１―201号
債務者　大楠眞壽美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂越　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
宮崎市本郷２丁目２番６号
債務者　小寺　　尚
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
債務者　小林　淳一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
債務者　小林　　洋
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
債務者　小林　正子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富831番地１
債務者　松尾　周次
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
佐賀県鳥栖市藤木町2104番地　エーティーハイツＢ103
債務者　前田　大介
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤研一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
佐賀県小城市三日月町長神田2329番地３
債務者　協栄通信こと　元村　正秀
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
岐阜市東材木町43番地　ライフアミナティ102号室
債務者　戸本　一成
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６４号
大分県中津市沖代町２丁目４番61号　レオパレス101号、住民票上の住所宮崎市吉村町長田甲2338番地　セジュールＭ１―105号
債務者　尾上　昭宏
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６０８号
東京都中野区中央４丁目１－１―503
債務者　柴田　敏之
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤野　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５８１号
札幌市白石区栄通15丁目13番３―503号
債務者　渡辺　浩司
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部